

行政文書公開決定等審査報告書

令和6年3月7日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和6年1月17日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	<p>〇〇〇〇の令和5年7月31日の出張につき、その内容を記した出張報告書、若しくはそれに類するもの</p> <p>なお、当該出張とは、横浜地方裁判所令和3年（ワ）第〇〇〇〇号（本訴）及び同4年（ワ）第〇〇〇〇号（反訴）事件に係る事件記録の閲覧であり、当該出張報告書等とは、当該閲覧により知り得た内容を記述する（記録）する回覧に係る起案用紙を含む内部意思決定文書である。</p>
審 査 の 結 果	<p>実施機関が、審査請求人からの行政文書公開請求に対して一部公開とした決定のうち、別表に示す情報は公開すべきであるが、その余の情報を非公開とした決定は妥当である。</p>

第1 審査請求の経過

- 1 令和5年10月11日、審査請求人は、別件訴訟事件の記録閲覧のため、実施機関の職員が横浜地方裁判所へ出張したことに関し、出張に係る報告書（判決の概要や陳述書の要約転記であり、以下「本件行政文書」という。）を対象文書とし、大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき情報公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 同月19日、原請求につき、実施機関による一部公開決定【令和5年度大和市指令第2075号】（以下「原処分」という。）がなされた。
- 3 実施機関による原処分において非公開とされた情報（以下「本件非公開部分」という。）は、個人の心情の吐露等又は心身の状況を示す部分であり、非公開とした根拠は大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号である。
- 4 同年11月13日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件非公開部分を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

本件行政文書は、実施機関の職員が別件訴訟事件の記録閲覧という職務で横浜地方裁判所に出張し、裁判記録を閲覧のうえ、その内容を文書として作成されたものであるから、本件非公開部分は、条例第7条1号ただし書エの「当該職務遂行の内容に係る情報」（以下「職務遂行情報」という。）に該当するため、非公開情報とはならない。

本件行政文書は別件訴訟事件の判決書や証拠提出された陳述書の要約転記といった裁判記録であり、裁判記録は誰でも閲覧できるものであることから、本件非公開部分は法的保護を必要としない。

したがって、実施機関は審査請求人に対し、本件非公開部分を公開する義務を負う。

（以上、審査請求書より。）

本件行政文書は、実施機関の職員が裁判記録を閲覧した際に、それを要約転記したものに過ぎず、訴訟記録の閲覧は民事訴訟法第91条1項に基づくものであり、本件非公開部分は、条例第7条1号ただし書ア（法令の規定又は慣行による公開情報）に該当する。本件行政文書の作出が別件訴訟事件の第三者である閲覧者（実施機関の職員）であったとしても、実施機関の職員として裁判記録を閲覧し、本件行政文書を作成したのであるから、本件非公開部分は条例第7条1号アに照らし、法的保護を必要とせず、したがって、実施機関は、本件非公開部分の公開義務を負う。（以上、反論書より。）

2 実施機関の主張の要旨

本件行政文書それ自体が職務として作成され、当該作成者にとってはそれに記録されている情報が職務遂行情報であるとしても、本件非公開部分のような個人の心情の吐露等又は心身の状況を示す情報は当該個人の人格と密接に結びついた極めて個人的

な事柄に属するものであり、本件非公開部分に記載された当該個人にとっては、条例第7条1号ただし書エという職務遂行情報には該当しない。

また、訴訟記録は誰でも閲覧できるから法的保護を必要としない旨の審査請求人の主張については、裁判所が保有する訴訟記録の閲覧を求める民事訴訟法上の閲覧制度と行政機関等に行政文書の公開を求める情報公開制度は目的を異にし、それぞれの制度目的に沿った要件及び効果が定められていることからすれば、訴訟記録の閲覧制度があることをもって本件非公開部分につき条例の非公開情報の規定が適用されないと解することはできない。

第4 当審査会の判断

1 判断枠組み

本件非公開部分は、別件訴訟事件においてパワーハラスメントを受けたとされる職員の言動や心身の状況等が記録されているものであり、これらは当該職員の「個人に関する情報」（条例第7条1号本文）に当たるものである。

この点、条例における個人に関する情報に該当する場合の公開・非公開区分の構造は、次のとおりである。すなわち、7条1号本文が定める非公開情報である個人に関する情報に当たる場合であっても、当該情報が同号ただし書アからエにおいて規定する各公開事由に該当するときは、7条1号本文は適用されず、7条柱書の適用により当該情報につき実施機関は公開義務を負うこととなる。

以上を前提に、審査請求人が主張する、本件非公開部分が条例第7条第1号ただし書ア（法令等の規定又は慣行として公開情報）及びエ（職務遂行情報）に規定する公開事由に該当し実施機関はこれらの公開義務を負うか否かについて検討する。

2 条例第7条1号ただし書ア該当性について

審査請求人は、本件行政文書は実施機関の職員が裁判記録を閲覧しこれを要約転記したものに過ぎないことから、民事訴訟法における訴訟記録の閲覧請求制度（同法第91条1項）に照らせば、条例第7条1号ただし書アに該当すると主張する。

この点、条例第7条1号ただし書アの趣旨は、法令等の規定又は慣行として公開されている情報は一般に公表されている情報であり、これを公開することにより、場合によっては個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受任すべき限度内にとどまると考えられることにあるところ（大和市情報公開条例解釈及び運用の基準（以下「本件審査基準」という。）第7条1号解釈6(1)イ）、一般に公表され一般人が知り得る情報が条例第7条1号ただし書アに該当するものといえることができる。

そして、民事訴訟法上の訴訟記録の閲覧制度については、通常は特定の訴訟事件の閲覧を希望する者が自ら当事者名や事件番号等を探知し当該訴訟事件を特定した上で、当該訴訟事件の管轄裁判所において閲覧請求し、これが認められてはじめて閲覧が可能となるものである。ここにおいて、当該訴訟事件を特定する情報は一般人が知り得る情報であるとはいえず、閲覧制度を利用して得られる訴訟記録についても、一般に公表

され一般人が知り得る情報ということとはできない。

そうであるとする、本件行政文書は別件訴訟事件の裁判記録を要約転記したものであるとしても、上記のような訴訟記録の閲覧制度に鑑みると、訴訟記録が一般に公表され一般人が知り得る情報とはいえないのであるから、本件非公開部分についても同様に一般に公表され一般人が知り得る情報ということとはできない。

したがって、本件非公開部分が法令等の規定又は慣行として公開されている情報として条例第7条1号ただし書アに該当すると認めることはできず、実施機関は公開義務を負うとする審査請求人の主張は採用することができない。

3 条例第7条1号ただし書エ該当性について

(1) 審査請求人の主張は、本件行政文書が実施機関の職員による職務として裁判所に出張し裁判記録を閲覧の結果作成されたものであるから、本件非公開部分について、条例第7条1号ただし書エにいう職務遂行情報に該当するため実施機関は公開義務を負うというものである。

条例第7条1号ただし書エにおける職務遂行情報とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される職務遂行との直接的関連性のある情報をいい、これを公開事由とする趣旨は、本来職務遂行情報は当該公務員を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明する責務を全うするという観点から公開とすることにある（本件審査基準 第7条1号解釈6(4)ア、ウ）。

そして職務遂行情報は、特定の公務員による職務遂行に関する情報であるので、条例第7条1号ただし書エを適用する前提として、職務遂行情報の主体を特定する必要がある。

この点につき、本件行政文書自体は別件訴訟事件の訴訟記録を閲覧した実施機関の職員の作成にかかわるものであるが、本件非公開部分はパワーハラスメントを受けたとされる職員の言動や心身の状況等が記録されているものであり、当該職員の個人に関する情報であることが前提となる以上、当該職員を主体とした職務遂行情報該当性を検討することとする。

(2) パワーハラスメントを受けた職員の言動や心身の状況は、当該職員にとってみれば、パワーハラスメントを受けること自体が組織上の地位に基づいて所掌する事務の遂行とはいえないのであるから、これらの情報が職務遂行との直接的関連性があるものとは評価できない。

もっとも、職員の言動や心身の状況に係る情報であっても同時に個別の文脈において公共の利害にかかわる情報については、当該情報が記録された行政文書の内容や性質、当該情報が一般的な用語を用いた外形上の評価に留まるものか否か等を検討の上、当該職員に実質的な不利益を生じさせる程度の具体性や深刻性がない場合には、当該情報が当該職員の職務に付随するものと広く捉えることで職務遂行情報

に含まれると解する余地もある。

- (3) これを本件についてみるに、まず、本件行政文書は社会の耳目を集めた前大和市長によるパワーハラスメント事案に関する別件訴訟事件の裁判記録を基にしているところ、本件非公開部分はパワーハラスメントを受けたとされる職員の言動や心身の状況に係る情報であると同時に、公共の利害にかかわる情報でもあるといえる。

次に、本件行政文書は、パワーハラスメントを受けたとされる職員のパワーハラスメントに付随する事実認定に係る内容のものであり、当該職員の人事記録等といった当該職員にとってのプライバシー性が高く、法的保護の要請が高い行政文書とは性質が異なるものである。

そして、本件非公開部分のうち、別表に示す情報については、体調不良に関わる一般的な表現を用いて、職務上のパワーハラスメントから生ずると通常予想される範囲内の一般的な事象を述べたものであり、当該職員に実質的な不利益を生じさせる程度の具体性や深刻性がない場合ということができる。

そうであるとする、別表に示す情報については、当該職員の職務に付随するものと広く捉えることが可能であり、当該職員の職務遂行情報に含まれると解することができる。

- (4) したがって、本件非公開部分のうち、別表に示す情報についてはパワーハラスメントを受けたとされる職員の職務遂行情報（条例第7条1号ただし書エ）に該当するものとして、条例第7条柱書によりこれを公開すべきであるが、その余の部分については上記の一般的な事象を越えた部分が含まれる点で、条例第7条1号ただし書エにあたる当該職員の職務遂行情報とはいえず、この点についての審査請求人の主張は採用することができない。

4 結論

以上のとおりであるから、実施機関が、審査請求人からの行政文書公開請求に対して一部公開とした決定のうち、別表に示す情報は公開すべきであるが、その余の情報を非公開とした決定は妥当である。

第5 審査の経過

令和6年1月17日 諮問

同月30日 審議（同日結審）

別表

1 判決の概要（資料9頁から14頁まで）のうち、当審査会が公開すべきと判断した部分

資料頁	該当箇所（「」にて抜粋）
9頁目 「3 裁判所の主な判断事項(1)3」	「精神的不調を訴え、出勤できなくなった職員がいたこと」
11頁目 「イ」	「同課長はすぐに副市長室に行き、『ひどいことを言われた。』と被告に伝えた。」
同上 「オ」	「連日の市長の厳しい叱責により、」 「出勤できなくなった」 「一時休んだ同課長を復帰直後に」
13頁目 「ウ」	「精神的不調になったのが」 「精神的不調となった職員がいた」 「精神的不調」

2 陳述書（資料15頁から22頁まで）のうち、当審査会が公開すべきと判断した部分

資料頁	該当箇所（「」にて抜粋）
15頁目 「4」	「精神的不調に陥り」
17頁目 「15」	「金守課長は精神的に不調に陥り、他部署へ異動した。」
18頁目 「17」	「担当者は、市長と業者との間で苦しみ、」
20頁目 「25」	「安見課長は、すぐに金子副市長室を訪れ、『ひどいことを言われた』と金子氏に訴えていた。」
21頁目 「30」	「当該課長は退職に至ってしまった。」